

# 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

## 骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

## 定義（ポイント）

**児童生徒等**：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者  
**教育職員等**：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員  
**特定免許状失効者等**：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

### 児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
  - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
  - ③ 刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
  - ④ 痴漢行為又は盗撮行為、
  - ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

## 法が定める各施策

### 基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）  
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

### 防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
  - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
  - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
  - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
  - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

### 早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
  - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
  - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
  - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
  - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）  
⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

### 教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
  - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
  - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
  - ・ 都道府県教委に設置
  - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

## 附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。